

『「世帯分離」で家計を守る〔改訂版〕』お詫びと訂正・追記のお知らせ

本書改訂版第1刷、改訂版第2刷におきまして、以下の誤りがございました。お詫びして訂正するとともに所要の追記を行いましたのでお知らせいたします。

訂正箇所	誤	正
p.80、上から3行目～12行目	<p>東京23区に住む70歳で年金収入130万円の単身世帯のK氏は、所得税も住民税もゼロである。K氏の国保料は何円か？</p> <p>①K氏の取った行動。所得税ゼロ、住民税ゼロなので、「所得税の確定申告」も「住民税の申告」もしたことがない。</p> <p>K氏本人は年金収入130万円だけと分かっているが、市区町村としては、日本年金機構からくるK氏の年金データだけは分かるが、K氏の「年金以外の収入」の有無が分からない。市区町村としては、K氏の所得が「一定基準以下」と分かれば、減額する用意を整えているけれど、K氏の所得を掌握できない。だから、応益割（東京23区は均等割だけ）の全額を請求する。</p>	<p>東京23区に住むK氏70歳は職人で、いわゆる一人親方である。かつては相当の事業収入があったが、ここ数年の事業収入は60万円に低下した。ただし、別途、年金収入が130万円ある。計算式は省略するが、所得税も住民税もゼロである。K氏の国保料は何円か？</p> <p>①K氏の取った行動。所得税も住民税もゼロなので、「所得税の確定申告」も「住民税の申告」もしていなかった。K氏本人は、所得税も住民税もゼロと分かっているが、市区町村としては日本年金機構からくる年金データだけは分かるが、K氏の「年金以外の収入」が分からない。数年前までは結構稼いでいたことは分かるが、当該年度のK氏の「年金以外の収入」が分からない。市区町村としては、K氏の所得が「一定基準以下」と分かれば、減額する用意を整えているけれども、K氏の所得を掌握できない。だから、応益割（東京23区は均等割だけ）の全額を請求する。</p>
p.81、上から2行目～3行目	<p>130万円－120万円（公的年金等控除）－15万円（高齢者特別控除）＝－5万円 →つまり、所得0円</p>	<p>○年金収入130万円に関しては 130万円－120万円（公的年金等控除）－15万円（高齢者特別控除）＝－5万円 →つまり、年金の所得は0円</p> <p>○事業収入60万円に関しては 仮に、必要経費を30万円とすれば、所得は30万円となる。</p>

<p>p127下から6行目～ p.128上から7行目</p>	<p>[世帯分離前] 自己負担限度は、「現役並み所得Ⅰ」に区分され、「80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%」である。仮定として、医療費の自己負担額を限度内の7万円とする。 食費は「現役並み所得者」に区分され、1食460円である。 となると、医療費7万円+（460円×90食）=11万1,400円</p> <p>[世帯分離後] 自己負担限度額は、「住民税非課税世帯の低所得Ⅰ」に区分され、「1万5,000円」である。 食事代も、「低所得者Ⅰ」に区分され、1食100円である。 となると、医療費1万5,000円+（100円×90食）=2万4,000円</p> <p>世帯分離していると、[11万1,400円-2万4,000円=8万7,400円]ということで、8万7,400円のお得となる。</p>	<p>[世帯分離前] 自己負担限度は、「一般」に区分され、18,000円である。 食費も「一般」に区分され、1食460円である。 となると、医療費57,600円+（460円×90食）=99,000円</p> <p>[世帯分離後] 自己負担限度額は、「住民税非課税世帯の低所得者Ⅰ」に区分され、「15,000円」である。 食事代も、「低所得者Ⅰ」に区分され、1食100円である。 となると、医療費15,000円+（100円×90食）=24,000円</p> <p>世帯分離していると、[99,000円-24,000円=75,000円]ということで、75,000円のお得となる。</p>
<p>p128下から9行目の 次に右の文 章を追記</p>	<p>それから、住民税には、「住民税非課税限度額」という制度がある。単純に言って、「一定以下の所得の人は住民税は非課税」という制度で、所得と世帯人数で金額が決まる。世帯人数が多ければ金額が上がり、世帯人数が少なければ金額が下がる。そのため、世帯分離によって、非課税世帯から課税世帯への変更が生まれることがある。注意を要する。</p> <p>なお、「住民税非課税制度」は、家計防衛の最強武器なのだが、複雑なためか、誰も普及させようとしなない。</p>	